

今後の脳死下での臓器提供事例の検証のあり方について
臓器移植委員会（7月30日）で了承された事項

【医学的検証に係る今後の手順】

- 今後も基本的に従来どおりの方法で医学的検証を行う。
- 次の3条件のいずれにも該当する事例の場合に限り、医学的検証の方法を変更する。
（変更条件）
 - ・ 当該臓器提供施設において過去5年以内に脳死下臓器提供を行ったことがあり、また、それ以降継続して当該施設において脳死下臓器提供を行う体制をとっていること
 - ・ 臓器提供者が18歳以上であること
 - ・ 特に慎重な検証が必要となるような特段の事情が無いこと
- * 「当該施設において脳死下臓器提供を行う体制をとっている」かどうかの確認は、毎年厚生労働省において実施している臓器提供施設の体制整備状況の調査（毎年6月末の時点を確認）によることを想定。
- （変更内容）
- 具体的には、従来から検証を受ける各臓器提供施設に作成・提出を求めている「検証資料フォーマット」及びその他の資料の内容を、
 - ① 検証報告書において必ず引用・評価する部分
 - ② その他提出資料のうち検証会議として必ず確認する検査結果等
 - ③ 臓器提供施設の対応の適切性を特に慎重に確認する必要がある場合に参照するための①の記載内容のバックデータ等の3つに分ける。
- 従来は全事例について①～③すべてに係る資料の提出を求めていたが、上記3条件のいずれも満たす事例については、①及び②のみ提出を求める。

【あっせん業務の検証について】（参考）

- 日本臓器移植ネットワークの行うあっせん業務の検証については、昨今のあっせん業務誤りに対する再発防止策が十分に機能していることが確認されるまでは、従来どおりの検証を継続することとする。